

セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書

_____株式会社（以下、「甲」という。）と_____証券株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で行うセキュリティトークン（以下、「ST」という。）の貸借取引に関し、以下のとおり基本契約を締結する（以下、「本基本契約」という。）。個別のSTの貸借取引に係る条件等は、別途本基本契約に基づく付属覚書及び個別取引明細書において定めるものとする。

第1条 （定義）

本基本契約、付属覚書及び個別取引明細書における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、付属覚書及び個別取引明細書に別段の定めがある場合は、その定めが適用される。

(1) STの貸借取引

当事者のいずれか一方（貸出者）が、他方（借入者）にSTを貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量のSTを返還するSTの消費貸借取引をいう。なお、本基本契約書において、STとは、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が運営するST取引市場（以下、「START」という。）において取り扱われている、又は取扱いが予定されているSTをいう。

(2) 個別取引

本基本契約に基づき、付属覚書及び個別取引明細書によって条件が定められる取引をいう。

(3) 貸出者

個別取引において、STの貸出を行う者をいう。

(4) 借入者

個別取引において、STの借入を行う者をいう。

(5) 貸借期間

取引実行日から取引決済日までの期間をいう。

(6) 貸借料

借入者が貸出者に対してST貸出の対価として支払う金銭をいう。

(7) 貸借料率

貸借料算定の基準となる料率として、個別取引ごとに定めるものをいう。

(8) 対象銘柄

取引の対象となるSTの銘柄として、個別取引ごとに定めるものをいう。

(9) 貸借数量

対象銘柄の口数又はそれに準ずる数量として、個別取引ごとに定めるものをいう。

(10) 取引実行日

貸借期間の開始日として、個別取引ごとに定めるものをいう。

(11) 取引決済日

貸借期間の終了日として、個別取引ごとに定めるものをいう。

(12) 時価

有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。

イ START 取扱いST

STARTにおける最終価格（最終価格がないときは、翌営業日（取扱いを予定しているSTにあっては取扱開始日）の基準価格）

- ロ 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券を含む。）、国内の取引所金融商品市場に上場されている新株予約権付社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの、国内の取引所金融商品市場に上場されている交換社債券、並びに、投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの
当該株券等が取引される国内の取引所金融商品市場における最終価格（国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）
 - ハ 投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの
投資信託協会が発表する時価
 - ニ イからハに掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの
日本証券業協会が公表する売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成 16 年財務省令第 7 号）第 1 条に規定する物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）
 - ホ イからニに掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの
国内の取引所金融商品市場における最終価格（国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）
 - ヘ イからホに掲げる有価証券以外の有価証券等
合理的かつ適正な価格又は気配値
- (13) 担保金
貸出者が、貸し出した ST の返還請求権その他個別取引に関連して、借入者に対して有する一切の債権を担保するために借入者から受領する金銭をいう。
- (14) 金利
担保金に付される利息をいう。
- (15) 担保金利率
金利算定の基準となる料率として、個別取引ごとに定めるものをいう。
- (16) オープンエンド取引
個別取引の条件決定時に取引決済日を定めず、貸出者又は借入者のいずれかがその後指定する取引決済日に終了する個別取引をいう。
- (17) 基準担保金額
借入者が維持すべき担保金の金額として、個別取引ごとに又は付属覚書で定めるものをいう。
- (18) 基準担保金率
基準担保金額算定の基準となる料率として、個別取引ごとに又は付属覚書で定めるものをいう。
- (19) 代用価格
代用有価証券等（第 5 条第 2 項に定義される。）の評価額として、付属覚書で定めるものをいう。
- (20) 上限許容担保金額
貸出者が借入者に対して担保金を返還することを要しない上限の金額として、個別取引ごとに又は付属覚書で定めるものをいう。
- (21) 下限許容担保金額
借入者が貸出者に対して担保金を追加することを要しない下限の金額として、個別取引ごとに又は付属覚書で定めるものをいう。

(22) 営業日

日本国内において、本基本契約の当事者である取引参加者が営業を行っている日で、かつ START 及び日本国内の主要取引市場が証券取引のために開かれている日をいう。

(23) 付属覚書

本基本契約に基づき実行されるすべての個別取引に適用される条件として、両当事者が合意する事項を記載する書面をいう。

(24) 個別取引明細書

本基本契約に基づき実行されるそれぞれの個別取引において、当該取引ごとに適用される条件を記載し、貸出者又は借入者が一方当事者に交付する書面をいう。

第2条 (個別取引明細書の作成)

個別取引ごとに合意した事項を確認するため、貸出者及び借入者のいずれか一方が遅滞なく個別取引明細書を作成し、一方当事者に交付するものとする。

- 2 本基本契約書、付属覚書及び個別取引明細書は一体となって当該個別取引に関する単一の契約を構成するものとする。本基本契約書と付属覚書との間に抵触する規定がある場合には付属覚書の規定が本基本契約書の規定に優先し、付属覚書と個別取引明細書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引明細書の記載内容が付属覚書の規定に優先するものとする。

第3条 (ST の貸出及び返還、貸借料の支払)

貸出者は、対象銘柄について貸借数量の ST を取引実行日に借入者に貸し出すものとする。

- 2 借入者は、前項により貸し出された ST と同種、同等、同量の ST (以下、「貸借対象 ST」という。) を取引決済日に貸出者に返還するものとする。
- 3 借入者は、借り入れた ST について、本基本契約書、付属覚書及び個別取引明細書の定めにしたが、貸借料を貸出者に対し支払うものとする。

第4条 (ST の引渡)

本基本契約書に基づく ST の貸出及び返還は、貸借対象 ST の取得および譲渡のために用いるプラットフォーム (財産的価値の記録及び移転のために用いるデジタル証券基盤技術をいう。以下同じ。) における当該 ST の財産的価値の移転によりこれを行う。

- 2 プラットフォームのシステム障害、若しくは甚大な天災や内紛・戦争等のやむを得ない理由により前項の移転処理が行えない場合は、当該プラットフォームが移転機能を回復した最初の取引日を以て貸出又は返還の実行日とする。

第5条 (担保金等の差入及び返還、金利の支払)

借入者は、個別取引に関し担保を差し入れる旨合意した場合は、取引実行日に個別取引ごとに定める担保金を差し入れるものとする。

- 2 借入者は、貸出者が事前に同意する場合には、担保金及び第6条第1項に定める追加担保金の全部又は一部を、貸出者の定める基準により有価証券等 (以下、「代用有価証券等」という。) をもって代用することができる。
- 3 前項により代用有価証券等を借入者が貸出者に差し入れる場合には、借入者は、当該代用有価証券等上に貸出者が適当と認める担保権を設定するために必要な手続を当該担保差入期日までに行うものとする。ただし、別段の合意がある場合にはこの限りでない。
- 4 貸出者は、各個別取引の取引決済日に当該個別取引に係る担保金及び代用有価証券等 (以下、「担保金等」という。) を返還するものとする。ただし、別段の合意がある場合

にはこの限りでない。

- 5 前項により返還される担保金等のうち代用有価証券等については、前項の規定にかかわらず、取引決済日以降速やかに代用有価証券等上に設定された担保権を解除して借入者に返還するものとする。
- 6 貸出者は、受け入れた担保金について、個別取引に定める担保金利率等の条件及び付属覚書の定めにしたがい、金利を借入者に対し支払うものとする。
- 7 借入者に第 10 条各号に掲げる事由が発生した場合には、担保金等は貸出者の借入者に対する一切の債権を共通に担保するものとする。

第 6 条 （不足担保金の追加及び余剰担保金の返還）

各個別取引について担保金等を差し入れた後、貸借対象 ST 又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金及び代用有価証券等の代用価格の総額（以下、「担保金額」という。）が下限許容担保金額を下回った場合には、借入者は、貸出者に対して、付属覚書の定めにしたがい、担保金額が基準担保金額を下回らないように追加担保金等を差し入れるものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

- 2 各個別取引について担保金等を差し入れた後、貸借対象 ST 又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金額が上限許容担保金額を上回った場合には、貸出者は、借入者に対して、付属覚書の定めにしたがい、担保金額が基準担保金額を下回らない限度で余剰担保金等を返還するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 7 条 （ST の権利の処理）

ST の貸借期間が、当該 ST に発生する権利を行使すべき者を定めるための一定の日を超えることについて貸出者と借入者の間で事前に合意した場合、借入者が貸出者より借り入れた ST に付随する権利の付与については、すべて貸出者に帰属するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定に基づき貸出者に帰属すべきものとされる金銭の分配等の支払いがあった場合は、借入者は、直ちに、貸出者と借入者の間で事前に合意した金銭の分配等に相当する額を貸出者に支払うものとする。

第 8 条 （貸借期間満了前の ST の返還）

甲及び乙は、個別取引に関し予め合意がある場合又は付属覚書で定めがある場合は、貸借期間中においても、貸出者は借入者に対して事前に通知を行うことにより、本基本契約に基づく貸付に係る ST の全部又は一部の返還を請求することができ、借入者は貸出者に対して事前に通知を行うことにより、本基本契約に基づく借入に係る ST の全部又は一部を返還することができる。この場合、借入者は貸借対象 ST を返還し、貸出者は担保金等を返還するものとする。

- 2 前項の場合における貸借料は、取引実行日から返還日の前日までの実日数について支払われるものとする。
- 3 第 1 項の場合における金利は、担保金等差入日から返還日の前日までの実日数について支払われるものとする。なお、当該金利が正の数値の場合は貸出者が借入者に対し当該金利を支払い、負の数値の場合は借入者が貸出者に当該金利を支払うものとする。
- 4 第 1 項の規定により、借入者は、貸出者から返還請求を受けた場合には、通知を受けた日から 3 営業日以内に返還しなければならない。ただし、両当事者の合意に基づき別に期間を定めたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定により、借入者は貸出者に対して、2 営業日以上期間において事前に通知を行うことにより、ST を返還することができる。ただし、両当事者の合意に基づき別に期間を定めたときは、この限りでない。

第9条 (同時履行)

各個別取引に係る ST の貸出と担保金等の差入及び貸借対象 ST の返還と担保金等の返還は同時に行われるものとする。ただし、付属覚書に別段の定めがある場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一方当事者に第10条の事由が既に発生し、又は発生すると信じるに足りる相当の理由がある場合には、相手方は当該当事者に対する ST の引渡若しくは返還又は担保金等の差入若しくは返還を拒むことができる。

第10条 (債務不履行による解除)

一方当事者（以下、「不履行当事者」という。）が、次の(1)号から(6)号までのいずれかに該当することとなった場合はすべての個別取引に係る契約は解除されたものとする。また、(7)号から(11)号までのいずれかに該当することとなった場合は相手方（以下、「解除当事者」という。）は、不履行当事者に対する通知により、全部又は一部の個別取引を解除することができる。通知による解除は不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始の申立があったとき。
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき。
- (3) 本基本契約上相手方に対して有する金銭支払請求権又は ST の引渡若しくは返還請求権に対して保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき。
- (4) 支払を停止したとき。
- (5) 手形交換所又はこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき。
- (7) 本基本契約上相手方に対して負う ST、金銭、代用有価証券等の引渡又は返還債務の一部でも履行を遅滞したとき（ただし、相手方の同意により履行期日を延期した場合には、この限りでない。）。
- (8) 10億円以上の本基本契約以外に基づく債務に関し、期限の利益を喪失したとき。
- (9) 書面により、本基本契約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき。
- (10) 前各号のほか、本基本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し契約違反があり、相手方からの通知後5営業日以内に治癒されないとき。

第11条 (解除による清算)

前条により個別取引に係る契約が解除された場合には、解除されたすべての個別取引に係る契約（以下、「全解除契約」という。）について次の(1)号の金額と(2)号の金額を差引計算し、前者が後者を上回る場合には、不履行当事者は直ちにその差額を解除当事者に支払うものとし、前者が後者を下回る場合には、解除当事者が不履行当事者に対し第4項に従いその差額を支払うものとする。かかる場合、両当事者は、全解除契約に関して、本条に定める義務を除く一切の義務から免れるものとする。

- (1) 当該不履行当事者を借入者とする全解除契約に係る貸借対象 ST の解除された日の時価並びに第8条第2項に準じて計算される貸借料及び同条第3項に準じて計算される金利が負の数値である場合には当該金利の絶対値の金額並びにこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を貸出者とする全解除契約に係る担保金並びに第8条第3項に準じて計算される金利が正の数値である場合には当該金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額。
- (2) 当該不履行当事者を貸出者とする全解除契約に係る貸借対象 ST を借入者が第3項

の定めに従い、貸借対象 ST を一般に適切と認められる方法により実際に売却した価格を第 1 条(12)号の定めにかかわらず時価とし計算した金額並びに第 8 条第 2 項に準じて計算される貸借料及び同条第 3 項に準じて計算される金利（当該金利が負の数値の場合はその絶対値）並びにこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を借入者とする全解除契約に係る担保金並びに第 8 条第 3 項に準じて計算される金利が正の数値である場合には当該金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額。

- 2 前項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、全解除契約について生じた損害を賠償するものとする。
- 3 当事者の一方に第 10 条(1)号から(6)号の解除事由が発生した場合には、当該不履行当事者に事前に通知することなく、第 10 条(7)号から(11)号の解除事由が発生した場合には、当該不履行当事者への通知後、当該解除当事者は、当該個別取引の貸借対象 ST を一般に適切と認められる方法により、実務上可能な限り速やかに、処分することができるものとする。ただし、付属覚書に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- 4 第 1 項の定めにかかわらず、ST の権利に関するものについて第 7 条に定める処理が行われておらず、付属覚書の定めにより清算を行った日が ST の権利を行使すべき者を定めるための一定の日以降となる場合、借入者は、当該清算後直ちに ST の権利相当額全額を貸出者に支払うものとする。ただし、当該権利が金銭の支払いに関わるものである場合、当該金銭の支払に関する決定が行なわれる前に解除された場合は予想値としての金銭の支払い相当額で計算した金額の全額を解除後損害金として支払うものとする。

第 12 条 （遅延損害金）

本基本契約に基づいて一方当事者が相手方に支払うべき金銭又は引き渡すべき ST、代用有価証券等の支払又は引渡が、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日から支払又は引渡に至るまでの間、(1)金銭の場合は当該金額、(2)ST の場合は当該取引実行日若しくは当該取引決済日における時価又は引渡日若しくは返還日における時価のいずれか高い価格、また、(3)代用有価証券等の場合は代用有価証券の時価額に、それぞれ年利率 14%（1 年を 365 日として日割り計算）の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。

- 2 貸借対象 ST 又は代用有価証券等の引渡又は返還債務不履行時において、返還又は引渡を受けるべき相手方は一方当事者に事前に通知した上で、返還又は引渡を受けるべき ST 又は代用有価証券等（以下、「返還引渡対象証券等」という）と同種、同等、同量の返還引渡対象証券等を他より入手することができる。この場合は、一方当事者は、当該返還引渡対象証券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該 ST を入手するために支出した一切の金銭の額を、相手方に対して支払うものとする。これにより、返還引渡対象証券等の引渡又は返還債務は消滅する。
- 3 返還引渡対象証券等の引渡又は返還債務が当該日において履行されず、かつ相手方が返還引渡対象証券等と同一の銘柄、数量の ST を他より入手することが不能又は著しく困難である場合、相手方は当該返還引渡対象証券等の返還若しくは引渡期日又は賠償金支払日の時価のうちいずれか高いものにより入手した場合に通常要する購入代金その他一切の金額の賠償を一方当事者に請求することができる。この場合、一方当事者が当該金額を相手方に対して支払うことにより、返還引渡対象証券等の引渡又は返還債務は消滅する。
- 4 前 2 項における第 1 項の遅延損害金の計算期間は、当該引渡又は返還債務が消滅した日までとする。

第13条 （差引計算）

解除当事者は、第11条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と不履行当事者に対する金銭支払債権又は債務とをその期限の如何にかかわらず、いつでも相殺することができる。

- 2 前項の相殺を行う場合には、解除当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。
- 3 前2項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。
- 4 解除当事者は、第11条に基づき不履行当事者に対して金銭支払請求権を取得した場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他の有価証券を処分することができる。かかる場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらずかかる債権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。

第14条 （オープンエンド取引）

両当事者が個別取引においてオープンエンド取引を行うことに合意した場合には、借入者又は貸出者は、当該取引の開始後、付属覚書に定める方式で相手方に通知することにより取引決済日を指定できるものとし、両当事者は付属覚書の定めにしたが、貸借料及び金利を支払うものとする。

第15条 （権利の譲渡、質入れの禁止）

本基本契約に基づく一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入れすることができないものとする。

第16条 （権利行使等の費用負担）

貸出者の借入者に対する権利の行使若しくは保全又は担保の徴求若しくは処分に要した費用及び借入者がその権利保全のため貸出者に協力を依頼した場合に要した費用は、借入者の負担とする。

第17条 （守秘義務）

各当事者は、本契約に基づき他の当事者から開示された情報については守秘義務を負い、開示当事者の事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示しない。ただし、当該情報が公知の場合、法令若しくは規則に基づく場合、監督官庁その他政府機関の要求に対し開示する場合、又は弁護士、公認会計士、税理士等法令上守秘義務を負う専門家に開示する場合を除く。

第18条 （反社会的勢力の排除）

各当事者は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

- 的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 各当事者は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 各当事者は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに相手方との取引の全部もしくは一部を停止し、又は相手方との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。なお、各当事者は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認する。
- 4 各当事者は、自己（自己の役員等を含む。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約する。

第19条 （通知）

本基本契約に基づくすべての通知は、書面又は当該書面を添付した電子メールにより、本契約の署名欄に記載されている住所若しくは電子メールアドレス又は相手方に対して書面で通知した住所若しくは電子メールアドレス宛てに送付された場合には、有効になされたものとみなし、書留郵便によって送付された通知は、受領の際になされたものとみなす。

第20条 （通知事項の変更）

貸出者及び借入者は、印章、名称、商号、代表者、住所及び電子メールアドレスその他通知事項につき変更が生じた場合には、直ちに書面により相手方に通知するものとする。

- 2 前項の通知を怠った場合、相手方からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第21条 （費用の負担）

本基本契約についての印紙税等は甲及び乙が平分して負担し、甲乙各々の側に生じた費用については甲乙それぞれ負担する。

- 2 個々の対象銘柄の貸出につき生じる費用については、借入者がこれを負担する。

第22条 （契約期間）

本基本契約の有効期間は契約締結の日より1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかからも書面による別段の意思表示がないときは更に1か年延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1か月以上前に書面による通知を行うことにより、本基本契約を終了することができる。ただし、当該通知がなされたときに本

基本契約に基づき存在するすべての個別取引については、本基本契約に基づく履行を確保する義務を負うものとする。

第 23 条 （報告及び調査）

一方当事者は、その財産、経営及び業況について相手方から書面により正当な理由を付して請求があったときは、客観的に必要な限度で報告し、また、調査に必要な便益を提供するものとする。

第 24 条 （合意管轄）

貸出者及び借入者は、本基本契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条 （準拠法）

本基本契約の準拠法は日本法とする。

第 26 条 （協 議）

本基本契約に定めのない事項は、金融商品取引に関する法令、大阪デジタルエクステンシブ株式会社の諸規則、取引所金融商品市場及び日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度貸出者借入者協議のうえ決定する。

以上の条項を証するため、本基本契約書 2 通を作成し、甲乙各々の代表者又は代表者の代理人が記名捺印し交換するものとする。

令和 年 月 日

甲：東京都●●区●●丁目●●番●●号

●●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

印

乙：東京都○○区○丁目○番○号

○○○証券株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印